

安い

入しやすい

保障がいい

火災共済

共済金は **なんと** 最高 **4,700万円**

安い料金で、優位な再取得価額保障

※同等な建物、家財を新築、購入する際に必要な金額

火災共済金は

1口につき

契約口数(家屋+家財)×10万円=共済契約金額

例:(家屋300口+家財150口)×10万円=4,500万円保障 (=最高保障額)

臨時費用として

プラス

最高200万円支給

免責0円!

勤労者協会の火災共済保険金額は、あなたが掛ける合計口数で決まります。

こんなとき、共済金を給付します

共済区分	1 火災	2 破裂・爆発	3 落雷	4 墜落
損害事由	火災(消防破壊、消防冠水を含む)による損害	物の破裂、ガス爆発などによる損害	落雷による損害	航空機の墜落(もしくは接触、航空機からの物体の落下を含む)による損害
	①~④の損害で実損査定給付額の15%相当額(最高限度額200万円)を臨時費用として、火災共済保険金にプラスしてお支払いします。但し、③落雷損害で電気機器類のみの故障損害に対しては、臨時費用の適用はありません。地震・噴火が起因する火災等の損害は、直接、間接を問わず適用外です。			

火災共済に加入していれば
追加料金なしで
左記の他に9項目の
付加共済金を給付

- 風水雪害損害
 - 車両飛込み損害
 - 物置の全半焼見舞金
 - 風呂の空焚き
 - 凍結によるパイプの破裂損害
 - 水漏れ損害
 - 失火見舞金
 - 地震噴火による自家全焼見舞金
 - 死亡弔慰金
- (付加共済金はご加入方法で該当しない項目もあります)

給付について (給付は再取得価額保障を基本)

加入口数が 家屋200口・家財150口 でり災したときの共済金支払い例

家屋と家財が全焼した



家屋 = 10万円×200口 = 2,000万円

家財 = 10万円×150口 = 1,500万円

臨時費用 最高額200万円

共済金支払額 (全額給付) **3,700万円**

天ぷら油に引火、台所一部焼した



家屋 = 天井、壁、吊戸棚等補修費 120万円

家財 = 電子レンジ、流し台、調理具補修・購入費 40万円

臨時費用 (120万円+40万円)×15%=24万円

共済金支払額 (再取得価額給付) **184万円**

落雷があって家電品等故障した



家屋 = 家屋には損害なし

家財 = 複合プリンターとファックス修理費 5万円

臨時費用 故障の場合臨時費用の適用なし

共済金支払額 (再取得価額給付) **5万円**

ご加入について

共済対象は、家屋(自家・貸家)、家財(自家・借家・寮内の家財)、借家賠償

■加入基準と限度は坪数、家族数で決まります

1口あたり10万円保障

共済対象		加入基準	加入限度
家屋	自家・貸家 (建築中のものを含む)	1坪(3.3㎡)当り60万円保障(6口) の割合で計算した額	3,000万円保障 (300口) まで
家財	自家、借家、寮、アパート、その他 居住されている家屋内に 収納されている家財	4人以上の世帯 3人 世帯 2人 世帯 单身 世帯	1,500万円保障 (150口) まで 1,200万円保障 (120口) まで 900万円保障 (90口) まで 600万円保障 (60口) まで
借家人賠償共済	借用家屋(火災等で損害を与え、 法律上負った賠償責任費用又は 自費で修復した費用及び訴訟費用) 付加共済金は給付対象外	借家居住面積1坪(3.3㎡)当り30万 円保障(3口)の割合で計算した額 (火災共済の家財加入口数が30口 以上あることを条件とする)	500万円保障 (50口) まで (但し火災共済の家財加入口数を 超えないものとする)

※家屋と家財の両方に加入の場合、保障額は合わせて4,500万円(450口)を限度とします。

※家屋の坪数に小数点以下の端数がある場合は切り上げとなります。

※「借家人賠償共済」は、支払共済金などが「火災共済」とは異なります。詳しくは「借家人賠償共済」のパンフレットをご覧ください。

■共済掛金

住んでいる建物の構造や、共済掛金の払込の方法により異なります。

最も安い掛金で負担が軽い

区分	家屋の構造	共済対象	共済掛金	
			月払	年払
木造	木造、木造モルタル、軽量鉄骨	家屋・家財	6円×加入口数	70円×加入口数
鉄筋	鉄筋耐火、高性能準耐火	家屋・家財	3円×加入口数	35円×加入口数

※払込方法が年払で追加・途中加入の場合の掛金は「月払単価×加入口数×満期日までの残月数」となります。

※鉄筋料率の対象となる家屋とは、完全耐火のコンクリート造り、コンクリートブロック造り、れんが造り、石造り、又は耐火1時間以上の高性能準耐火の共同住宅もしくは個人住宅に限ります。(例:公営、公団住宅、社宅、寮、分譲マンション、その他上記構造の個人住宅)

※軽量鉄骨の建物は木造扱いになります。

試してみよう!

あなたの最高加入口数は? 合計口数に10万円を掛けたものが最高限度共済金額です。

家屋	延坪数で計算	家財	世帯人数	合計	家屋+家財	掛金
自家	(<input type="text"/> 坪 × 6口 = <input type="text"/> 口)	+ <input type="text"/> 口	= <input type="text"/> 口	×	木造 月 6円 年 70円	= <input type="text"/> 円
貸家	(<input type="text"/> 坪 × 6口 = <input type="text"/> 口)	→	= <input type="text"/> 口	×	鉄筋 月 3円 年 35円	= <input type="text"/> 円
借家	賠償共済の場合 <input type="text"/> 坪 × 3口 = <input type="text"/> 口	+	= <input type="text"/> 口	×		= <input type="text"/> 円

※軽量鉄筋の建物は木造扱いになります。

加入例1

延35坪の木造の家に家族4人で住んでおり、
限度一杯まで加入したい。



家屋 = 35坪×6口=210口 (2,100万円保障)

家財 = 4人家族は、150口 (1,500万円保障)

合計 **360口 (3,600万円保障)**

掛金 月払=360口×6円=2,160円/月
年払=360口×70円=25,200円/年

加入例2

延35坪の木造の家に家族4人で住んでいるが、
掛金は年間20,000円位で加入したい。



20,000円÷70円÷285口

家屋 = 185口 (1,850万円保障)

家財 = 100口 (1,000万円保障)

合計 **285口 (2,850万円保障)**

掛金 月払=285口×6円=1,710円/月
年払=285口×70円=19,950円/年

お問い合わせ・お申し込みは

一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会

〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号 ワークピア広島5階 ☎0120-276-701 ☎(082)261-4208 FAX(082)263-7586

- 西部支所 〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号 ワークピア広島5階 ☎0120-276-701 ☎(082)261-4208 FAX(082)263-7586
- 呉支所 〒737-0045 呉市本通1丁目2番15号 四方ビル内 ☎0120-276-703 ☎(0823)23-0902 FAX(0823)25-7520
- 三原支所 〒723-0015 三原市円一町2丁目1番1号 三原リージョンプラザ内 ☎0120-276-704 ☎(0848)63-5863 FAX(0848)62-0114
- 東部支所 〒722-0045 尾道市久保1丁目10番3号 尾道市労働センター内 ☎0120-276-705 ☎(0848)37-3435 FAX(0848)37-3257
- 因島支所 〒722-2323 尾道市因島土生町2562番地1 ホテルみやじま内 ☎0120-276-706 ☎(0845)22-1155 FAX(0845)25-6155

E-mail:kinnrou@cello.ocn.ne.jp

ホームページ:http://www.kinnrou.jp

勤労者協会

検索

